

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和5年3月9日(木)午後3時00分

場所 熊本市熊本市中央区二の丸1番1号 桜の馬場城彩苑 多目的交流施設

農業委員24名

1番 谷口 憲治	2番 小佐井 亮祐	3番 西田 廣行
4番 上田 定信	5番 木村 憲正	6番 田中 敏郎
7番 林田 智博	8番 杉本 守	9番 田上 正富
10番 東 哲治	11番 牧野 正治	12番 網田 稔
13番 三原 勉	14番 木下 三智也	15番 赤木 英雄
16番 福原 幸一	17番 眞鍋 宣孝	18番 田上 泰則
19番 磯田 修一	20番 宮本 淳一	21番 堀 恭子
22番 西富 大二郎	23番 福嶋 徳行	24番 徳永 芳也

欠席委員なし(上記24名中0名が欠席)

午後3時00分 開会

事務局

それでは、ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名中、24名全員出席でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。

本日は、ご多用の中、農業委員会総会にご出席をいただき誠にありがとうございます。

早いもので、本日の総会は令和4年度最後の総会となります。来年度は下限面積要件の廃止など、農業委員会として検討していく多くの課題がございます。私たち委員といたしましても、十分に議論を行い、課題解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。皆様、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農用地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、ご挨拶といたします。よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長

それでは、審議に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、23番の福嶋德行委員と24番の徳永芳也委員を、書記に事務局の古閑慎吾主任主事を指名いたします。よろしく願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から第9号議案、農地等の利用最適化推進に関する指針（案）についてまでの9件でございます。

議案の修正がございます。事務局より説明、お願いいたします。

事務局

恐れ入ります。事務局のほうから説明いたします。

議案書の目次のページをお願いいたします。

第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請欄の件数でございます。28件を取下げのため26件、それから、同じページの目次、合計212件を210件。それから14ページ、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請の27番と28番、この件につきまして取り下げてございますので、斜線で消していただくようお願いいたします。

以上でございます。

議長

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請24件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の基準判断により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

1番から5番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番から3番は関連で、新規営農のための賃借権設定です。営農に関しての聞き取り等ができなかったため、継続審議となっていたものですが、先日の地区委員会には出席をいただき、営農計画等について聞き取り調査を行っております。許可後はハウスにてナス、スイートコーンなどを栽培される予定で、機械類についても賃借権が可能とのことで、今回の新規就農については何ら問題ないものと判断いたしました。

4番は経営拡張のため、賃借権を設定される申請です。借受人は露地野菜を作付されている農家で、申請地にはハウスにて野菜を作付される計画です。

5番は経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻及び露地野菜を作付されている農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

以上5件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま1番から5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、6番。

8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

6番から8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、孫へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、ミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

7番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、梅やタケノコなどを栽培されている農家で、申請地にはタケノコを栽培される計画です。

8番は、従姉へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、ミカ

ンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま6番から8番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、9番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

9番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

9番は、子へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には水稻、露地野菜を作付される計画です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま9番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、10番。

7番 林田智博委員

7番委員、林田です。

10番から12番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

10番は、5条申請16番と関連で、営農型太陽光発電設備の設置期間満了に伴う区分地上権設定のための更新3回目の申請です。太陽

光発電設備設置者と営農者が異なり、設置者は空中部分を利用することから、3条許可を必要とされるものです。申請地には現在、サカキを栽培されております。なお、支柱等の部分については、同時に5条も申請しております。

11番は、親戚へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

12番は、第三者へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上3件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま10番から12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、13番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、露地野菜を作付されており、許可後は水稻、露地野菜を作付される計画です。

以上1件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま13番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、14番。

3番 西田廣行委員

3番委員、西田です。

14番から17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、麦、露地野菜を作付されており、許可後は麦を作付される計画です。

15番は、妻へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、水稻、露地野菜を作付されており、許可後は水稻を作付される計画です。

16番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、花卉、露地野菜を作付されており、許可後は花卉を作付される計画です。

17番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、牧草を作付されており、許可後は牧草を作付される計画です。ただ、農地所有適格法人としての要件について確認すべき点があるため、継続審議が妥当と判断しました。

以上4件について、先日の地区委員会において検討した結果、17番は継続審議として、外3件につきましては農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま14番から17番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、14番から16番は申請どおり許可、17番は継続審議にすることに決定いたします。

次は、18番。

19番 磯田修一委員

19番委員、磯田です。

18番、19番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

18番と19番は関連で、経営拡張のため賃借権を設定される申請です。借人は、サツマイモ、サトイモなどを栽培される専業農家です。許可後は、18番の申請地には「サツマイモ」、19番の申請地には「サトイモ」を作付される予定です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま18番から19番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、20番。

11番 牧野正治委員

11番委員、牧野です。

20番から24番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

20番は、所有権移転し、子へ贈与される申請であります。譲受人は、ミカンを栽培される兼業農家で、許可後も引き続き「ミカン」を作付される予定であります。

21番は、経営拡張のための所有権移転の申請であります。譲受人は、水稻、ミカン、露地野菜を栽培される兼業農家で、許可後は「露地野菜」を作付される予定であります。

22番も、経営拡張のための所有権移転の申請であります。譲受人は、柿、栗などの果樹類のほか、露地野菜を栽培される兼業農家で、許可後は露地野菜を作付される予定であります。

23番は、農地所有適格法人からの経営拡張のための所有権移転の申請であります。当該法人は、熊本市のほか、高森町でもミニトマトなどを栽培されており、今回の申請地には、許可後ミニトマトを作付される予定であります。農地所有適格法人としての要件も備えており、問題はありません。

24番につきましても、農地所有適格法人からの経営拡張のための所有権移転の申請であります。当該法人は、肉用牛の生産販売もされており、所有農地には飼料用の牧草、WCS用稲を作付されております。今回の申請につきましても、WCS用稲を作付される予定であります。農地所有適格法人としての要件も備えており、問題はございません。

以上5件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第

3条第2項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま20番から24番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請2件でございます。地元委員のご報告にあたりましては、転用許可基準に照らし、協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番、お願ひします。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、宅地建物取引業を営む法人が平成30年12月に申請地へ行き、事業面積985㎡を建売住宅4区画及び公衆用道路として利用するため、農地法第5条の許可を受けたものですが、今回この隣接地に事業面積1,158㎡の建売住宅4区画を加えた、総転用面積2,143㎡の建売住宅8区画として事業計画変更申請した案件です。

しかし、申請地近くの場所で同法人が着手されている事業の転用の状況が不明確なところがございます。そのため、転用状況を確認する必要がありますが、地区委員会で検討した結果、一般基準を満たしていないものとして、継続審議とするものと協議しました。

なお、本申請と併せ、面積拡張分の5条許可申請書が同時に提出されておりますので、同様に継続審議とするものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、1番は継続審議とすることに決定いたします。

次は、2番。

4番 上田定信委員

4番委員、上田でございます。

2番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、令和元年8月、申請地2筆、418.66㎡を資材置場及び「駐車場」として利用するため、農地法第5条の許可を受けておりましたが、都合により利用目的を「個人住宅」へ変更したいとして、今回事業計画変更承認申請されたものです。また、今回の変更に伴いまして、あらためて当初計画者と承継者との間で使用貸借権の設定が必要となることから、同時に農地法第5条の申請が出ております。

これまでの経緯といたしましては、当初計画者が自宅に隣接する申請地を「資材置場」及び「駐車場用地」として取得され、しばらく利用されておりましたが、その後、業務の効率化を図るうえで当該施設を現場近くで確保することとなったため、当初の目的での利用の必要がなくなり、その後は地目変更登記もされないまま空き地の状況となっております。そのような状況のなか、今回の承継者となっております義父母が住宅の老朽化にともない建替えを検討されておりましたが、既存の住宅敷地を含め、周辺での建替えが困難であったこと、また当初計画者の妻である娘さんからの希望もあったことから、申請地での住宅建設を計画されたということです。申請地につきましては、農地区分が第1種農地ですが、集落に接続して住宅を建築するものであり、不許可の例外に該当するものと判断いたします。

土地利用計画につきましては、申請地418.66㎡に木造平家建て住宅を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画等に問題はなく、事業目的の変更による周辺農地への影響もないものと思われま。開発許可が必要になりますが、事前審査も回答済みで、許可の見込みもあるものと判断いたします。工事は令和6年1月31日完了予定で、許可後すみやかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、今回の事業計画変更については事業の「必要性」及び「確実性」が認められることから、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長

ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。
続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請10件でございます。地元委員のご報告にあたりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いします。

2 2 番 西富大二郎委員

2 2 番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、駐車場への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の広がりのない、生産性の低い第2種農地及び市街地化の傾向が著しい区域がある農地で、上下水管2種が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に医療施設がある第3種農地と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地の検討をされましたが、ほかに適地がなく、申請地を選定されたとのことでした。

土地利用計画は、転用面積144.5㎡に、申請人が所有するダンプカー2台とバックホー1台分の駐車場として利用する計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和5年3月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、2番。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、共同住宅への転用許可申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ha未満の広がりがない、生産性の低い第2種農地と判断されます。土地の選定に当たっては、代替地の検討がされましたが、ほかに適地がなく、申請地を選定されたとのこと。

土地利用計画は、転用面積942㎡に共同住宅2棟を建設される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和6年4月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課への開発許可申請中とのこと。資力・信用等、転用行為の現実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、3番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

3番から4番につきまして、地区委員会での協議の状況をご報告いたします。

3番から4番は関連で、建売住宅及び公衆用道路への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりがない、生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討がされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用状況は、転用面積1,879㎡を2階建て住宅7棟及び公

衆用道路の敷地として利用されるもので、転用面積は適正な面積と判断いたします。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発行為事前審査協議済みとのことです。工事期間は令和7年4月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

以上2件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方よろしく願います。

議長 　　ただいま3番、4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、5番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

5番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

5番は、農業用駐車場及び農業用道路への転用許可申請です。農地区分は、農用地区域内にある農地で、原則不許可ですが、農業政策課からの農業振興地域整備計画の用途区分変更通知が添付されており、不許可の例外規定の農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積304㎡に農業用トラック、普通車両等7台分の駐車場、搬入路及び転回スペースの計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和5年8月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、

今回の申請は妥当なもの判断いたしました。ご審議方よろしくお願
いいたします。

議 長 ただいま5番について地元委員よりご報告がございましたが、この
件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次は、6番。

3番 西田廣行委員

3番委員、西田です。

6番から8番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたし
ます。

6番は、グラウンドゴルフ場へ転用許可申請です。農地区分は、1
0ha未満の広がりがない、生産性の低い農地で、第2種農地と判断
され、代替地につきましては、周辺で農地以外の土地も含め代替地を
検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を
選定されております。

土地利用計画は、申請地に主に地元自治区が利用するグラウンドゴ
ルフ場1面を整備する計画で、妥当な面積と判断されます。排水計画、
隣接農地への被害防除とも問題ありません。なお、申請地は既に整備
されており、今後は農地法を遵守する旨の始末書の添付がされてお
ります。

7番は、貸し資材置場への転用許可申請です。農地区分は、10ha
未満の広がりがない、生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、
代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されま
したが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されて
おります。

土地利用計画は、申請地にプレハブ仮置場、型枠置場、足場置場な
どを整備し、貸し付ける計画で、妥当な面積と判断されます。排水計
画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。なお、申請地は既に
整備されており、今後は農地法を遵守する旨の始末書の添付がされて
おります。

8番は、貸駐車場へ及び防火水槽への転用許可申請です。農地区分
は、10ha未満の広がりがない、生産性の低い農地で、第2種農地

と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に駐車場を整備し、隣接する地元公民館の駐車場として貸し付ける計画と、地元自治会の防火水槽を整備する計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除も問題ありません。なお、申請地は既に整備されており、今後は農地法を遵守する旨の始末書の添付がされております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま6番から8番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、9番。

4番 上田定信委員

4番委員、上田でございます。

9番と10番について、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

9番は、駐車場及び農業用資材置場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、「第2種農地」と判断されます。なお、申請地は隣接地に住宅を建築した当時から、既に駐車場や通路として利用されており、今回の申請にあたっては始末書が提出されております。

土地利用状況は、申請地668㎡のうち219㎡を駐車場、農業用資材置場などとして利用されており、転用面積は適正なもの判断いたしました。現在の排水状況などに問題はなく、利用内容から周辺農地への影響もないものと思われれます。工事については既に利用されておりますが、一部を追加で砂利敷きされるということで、当該工事の完了は令和5年3月末を予定されております。

10番は、造園業を営む個人が資材置場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農

地で、「第2種農地」と判断されます。なお、申請地は既に資材置場として利用されており、今回の申請にあたっては顛末書が提出されております。

土地利用状況は、申請地928㎡を造園業で使用する石材、砂利等の資材置場のほか、通路として利用されており、転用面積は適正なものと判断いたしました。排水状況など特に問題はなく、事業の内容から周辺農地への影響もないものと思われまます。

以上2件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、「立地基準」及び「一般基準」いずれの許可基準も満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま9番、10番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請26件でございます。地元委員のご報告にあたりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

1番から2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は関連で、不動産業を営む法人が所有権の移転による建築条件つき売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上下水管の2種が埋設されている道路の沿道の区域にあって、申請地からおおむね500m以内に2つの医療施設及び保育園がある第3種農地と判断されます。

土地利用計画は、転用面積1,066㎡に建築許可条件付売買予定地として4区画と新設道路等を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和7年8月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開

発許可申請中とのことです。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

2番は、不動産業を営む法人が所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当するものとして、不許可の例外と判断いたしました。土地の選定に当たっては、代替地の検討をされましたが、ほかに適地がなく、申請地を選定されました。

土地利用計画は、総転用面積535㎡に建築条件付売買予定地として2区画を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和5年12月20日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発許可申請中とのことです。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 　　ただいま1番から2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、3番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

3番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

3番は、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない、生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積32㎡に自家用駐車場2台分を設置され

る計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。転用期間は、令和5年3月30日から令和5年12月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、4番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

4番から15番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない、生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積232㎡に個人住宅木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和5年12月10日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

5番から8番は関連で、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断

しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、総転用面積4,752㎡に建売住宅、木造2階建て19棟及び道路、防火水槽、排水用地への計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課から開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和8年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

9番は、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積2,107.85㎡、転用面積939㎡に建売住宅木造2階建て8棟及び道路、防火水槽の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課から開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和6年7月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

10番は、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない、生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積918㎡に建築条件付売買予定地4区画及び道路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和7年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

11番は、所有権移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりがない、生産性の低い農地で、第2種農地

と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積685㎡に普通車両15台分の職員用駐車場、進入路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。ただ、申請地は以前から貸駐車場として利用されており、今後、このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

12番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積379㎡に個人住宅木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和5年12月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

13番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積379㎡に個人住宅木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和5年12月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

14番、15番は関連で、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可です

が、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、総転用面積821㎡に建築条件付売買予定地3区画の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和8年4月30日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認いたしております。

以上12件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま4番から15番までについて地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　なお、5番から8番については、総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　次は、16番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

16番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

16番は、賃貸借権設定による営農型太陽光発電設備の一時転用期間満了に伴う更新のための許可申請です。今回が3回目の更新で、許可後の一時転用期間は3年間です。農地区分は、農振農用地区域内の農地で原則不許可ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものとして、不許可の例外に該当すると判断しました。

土地利用計画は、事業面積613.78㎡に太陽光パネル204枚、パネルの高さ2.3mから3.1m、発電量49.5kW、遮光率80%で、支柱部分などの転用面積は、パネル支柱102本、フェンス

支柱30本とメーター支柱で0.21㎡です。太陽光パネルの直下面積405.08㎡でサカキを栽培されており、引き続き下部の農地で営農を継続し、上部にて太陽光発電設備を設置し、発電事業を継続する計画です。営農計画書、営農への影響見込み及び地域の平均的な単収等の根拠となる関連データ、知見を有する者の意見書が添付されております。雨水は自然浸透させ、被害防除等については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはないものと思われま。事業計画や営農型太陽光廃止時の解体撤去の確約書なども添付されております。また、農用地区域内における農地の一時転用に対する意見について、農業政策課に聴取しております。

これまでの営農状況は、許可の翌年の平成28年3月の定植から7年が経過し、植栽後に立ち枯れしたものもありますが、その都度捕植を行い、今後も引き続き捕植のための苗木の育成を行いながら、品質向上のため、灌水や除草、活性剤散布、消毒等、適時に取り組まれる予定です。また、今回の更新申請に当たっては、適切な肥培管理に努められ、令和4年1月から令和4年12月末までに17.84kgの収穫及び出荷ができております。これは平均単収の275%の収量であり、下部農地における営農は引き続き適切に行われているものと判断しました。また、同時に3条申請も提出されております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものとして判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま16番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　なお、16番は営農型太陽光発電設備への一部転用ですので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
　　次は、17番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

17番から19番までにつきまして、地区委員会で協議状況を報

告をいたします。

17番は、所有権移転による個人住宅の転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりがない、生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で農地以外の土地も含めて代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積492㎡に個人住宅1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和5年11月30日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前にその申請中とのことです。

18番は、第2号議案1番の事業計画変更承認申請と同時申請中で、この案件につきましては、事業計画変更承認申請と同様に、継続審議とするものと協議しました。

19番は、宅地建物取引業を営む法人の所有権移転による建築条件つき売買予定地での転用許可申請です。農地区分は、おおむね10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で農地以外の土地も含めて代替地の検討をされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積3,052㎡に建築条件つき売買予定地12区画と公衆用道路、公園を整備する計画で、転用面積は適当なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和6年3月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。

以上3件について、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、17番と19番については立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているものと協議しました。また、18番については継続審議とするものとの協議結果でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま17番から19番までに地元委員よりご報告がございまし

たが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、17番と19番については申請どおり許可することに決定いたします。

なお、18番は継続審議、19番は総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

次は、20番。

3番 西田廣行委員

3番委員、西田です。

20番から22番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

20番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区区分は、10ha未満の広がりがない、生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に個人住宅1棟、86㎡を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ申請中とのことです。工事期間は令和6年1月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

21番は、使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区区分は、10ha未満の広がりがない、生産性の低い農地で、第2種農地と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に個人住宅1棟、75㎡を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書写しの添付がされております。工事期間は令和5年8月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

22番は、使用貸借権設定による個人住宅及び公衆道路への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に個人住宅1棟、125㎡を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答写しの添付がされております。工事期間は令和6年3月31日までの予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま20番から22番までについて、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。次は、23番。

19番 磯田修一委員

19番委員、磯田です。

23番、24番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

23番は、所有権を移転し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、「第2種農地」と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地として近隣で農地以外の土地を検討されましたが、地権者の同意が得られなかったため、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地71㎡と隣接する宅地を合わせた総事業面積247.95㎡に木造2階建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、給排水計画などに問

題はなく、周囲の状況、事業の内容から周辺農地への影響もないものと思われま。開発許可が必要となりますが、事前審査回答済みで許可の見込みはあるものと判断します。工事は令和6年3月31日完了予定で、許可後すみやかに着手されることを確認しております。

24番は、建築工事業等を営む法人2社からの共同申請で、所有権を移転し、共同住宅及び建売住宅へ転用する申請です。農地区分は、申請に係る農地からおおむね300m以内に鉄道の駅があることから、「第3種農地」と判断されます。

土地利用計画は、申請地4筆合わせて815㎡と農地以外の土地10筆を合わせた総事業面積5,060.07㎡に共同住宅1棟、建売住宅15棟のほか公園、道路を整備し利用する計画で、転用面積は適正なものと思われま。資金計画、給排水計画等に問題はなく、事業内容、周囲の状況から農地への影響もないものと思われま。開発許可が必要となりますが、事前審査申請中で、許可の見込みはあるものと判断します。工事は令和6年12月31日完了予定で、許可後すみやかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、検討した結果、「立地基準」、「一般基準」いずれも許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま23番、24番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。次は、25番。

4番 上田定信委員

4番委員、上田でございます。

25番と26番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

25番は、第2号議案の2番でご承認いただきました事業計画変更承認申請と同時申請分で、使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。事業内容等につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

次の26番は、土木工事業を営む法人が使用貸借権を設定し、資材置場に転用する申請です。なお、今回の申請は、熊本市発注の公共下水道工事にともなう当該工事期間中における一時転用で、期間は令和5年4月30日までとなっております。

農地区分が「農用地区域内の農地」ですが、今回の申請は「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行う」ものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたします。なお、申請地は既に資材置場として利用されており、今回の申請にあたっては始末書が提出されております。

土地利用状況は、申請地3,484㎡のうち2,100㎡を砕石、山砂等の土木資材置場のほか、重機作業スペース、通路などとして利用されており、転用面積は適正なものと判断いたします。排水状況等に問題はなく、周囲農地へ支障を及ぼすおそれもないものと思われま。また、一時転用の期間終了後はすみやかに農地へ復旧する旨の誓約書をいただいております。

以上2件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、検討した結果、「立地基準」及び「一般基準」を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま25番、26番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第5号議案及び6号議案でございます。この件につきましては事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 　　第5号議案及び第6号議案は、関連ですので併せてご説明いたします。

まず、第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（12号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細16ページの1番から19ページの16番までの合計が16件で、公社からの売渡しが4件、公社による買取りが12件で、面積は16件合わせまして、田の2万446㎡、畑の1万5,267㎡の合計が3万5,713㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細20ページの17番から25ページの38番までの合計が22件で、契約期間別では6年未満が14件、10年以上が8件で、面積は22件合わせまして、田の3万3,365㎡、畑の2万6,675.56㎡の合計が6万40.56㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、露地野菜、果樹、季節野菜、その他レンコンとなっております。

次に、再設定分です。明細25ページの39番から30ページの50番までの合計12件で、契約期間別では6年未満が8件、10年以上が4件で、面積は12件合わせまして、田の5万5,946㎡、畑の7,661㎡の合計が6万3,607㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、小麦、果樹、飼料作物です。

続きまして、第6号議案です。31ページの表をご覧ください。こちらは、農地中間管理機構との貸借による新規設定分となります。明細32ページの1番から79ページの94番までで、契約期間別では6年未満が21件、10年以上が73件で、面積は94件合わせまして、田の52万7,088㎡、畑の3万6,672㎡の合計が56万3,760㎡です。権利の種類は使用貸借権及び賃借権、利用内容は水稻、畑作物を予定しております。このうち全てが一括方式となっております。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしておることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては以上です。

議長 　　ただいま事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会での詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、納税猶予に関する適格者証明願1件でございます。地元委員のご報告にあたりましては、願出人の耕作状況、地区委員会での調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

3番 西田廣行委員

3番委員、西田です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、令和4年5月11日相続開始の相続税の納税猶予に関する適格者証明願です。願出人は、水稻、麦、大豆、花卉、露地野菜を作付されている農家で、対象農地6筆については、願出人自ら耕作されていること、また今後も耕作されていくことを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議しました。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願3件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は対象農地5筆を願出人自ら引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議しました。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次は、2番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、租税特別措置法第70条の4第1項の贈与税及び地方税附則第12条第2項の不動産取得税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願出人は水稻を栽培されている農家で、対象農地8筆について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しており、先日の地区委員会において証明書の交付については、何ら問題ないものと協議しました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次は、3番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、租税特別措置法第70条の4第1項の贈与税納税猶予継続及び地方税附則第12条第2項の不動産取得税徴収猶予継続のために必要とする証明の願い出です。願出人は水稻を栽培されている農家で、対象農地5筆について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題がないものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひいたし

ます。

議長 ただいま3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定します。続きまして、第9号議案、農地等の利用最適化推進に関する指針(案)についてでございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 では、第9号議案、農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について説明いたします。

令和4年の農業委員会等に関する法律第7条の改正に伴い、同指針の策定及び公表が義務づけられました。今回のこの指針の目標年度は、熊本市の基本構想に基づき令和11年度とし、さらに、農業委員等の改選の年度ごとに見直しを行うというものです。また、この指針の目標達成状況の評価についても併せて実施することになります。

なお、この内容の詳細については、先日の地区委員会で説明したとおりでございます。詳しい説明はいたしません、市長部局とも内容について整合性があるよう調整しております。

これらを踏まえて、各農業委員さんとともに今後最適化の活動に生かしていきたいと考えておりますので、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ただいま事務局より内容の説明がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、案のとおり承認することに決定いたします。次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 恐れ入ります。議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。1番から11番までの合計109件となっております。件数のみ報告いたします。

以上です。

議 長

次に、次第6のその他です。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、お手元の下限面積撤廃の取扱い（案）という資料をご覧ください。

先日から下限面積撤廃についてはご説明をさせていただいたところでございますが、先月の役員会及び総会で示した通知案以外に、国や県からの通知は現在のところございません。資料内容につきましては、先日前お知らせした通知案と、皆様方にご出席いただいた2月22日の熊本県農地利用最適化推進ブロック研修会で全国農業会議所事務局長が説明された資料を基にまとめたものでございます。

農地法第3条の規定による許可申請を受けた際は、下限面積の要件以外はこれまでどおり農地法3条の不許可要件に該当しないかを確認することには変わりはないということで整理させていただいております。しかしながら、配付資料の左段や研修会資料でも記載されておりますが、全部効率利用要件、地域調和要件や、新規参入をこれまでより意識して対応していく必要があるところがございます。とはいえ、自家消費や副業的に農業を営もうとする新規参入者の取扱いについては、心配をされているというところかと存じます。

全部効率利用要件の欄につきましては、現在も、新規就農者が申請する際など、地区委員会等で既に実施していただいていることではございますが、これまで以上に農業の実績が乏しいと思われる方については、耕作の確実性が確認できるよう、地区委員会でしっかりと聞き取り調査をお願いしたいと思っております。地区委員会等での聞き取りで営農計画の改善が必要であれば、今までどおりですが、ご指導いただくということをお願いをしたいと思います。

それから、地域調和要件、新規参入の要件につきましては、市長事務局で来年度から策定される予定の地域計画の農地集積エリアに影響がないかという点も今後検討していく必要があるということだと思われれます。特に新規参入者や副業的な担い手が農地取得されるケースが想定されますので、地区委員会において農地集積に影響がないか検討していただきながら、影響があるならば代替地を提案いただくなど、そのような対応が今後は必要になってくるかと存じます。

それから、地域調和の要件、審査で注意すべき欄にあります現段階の農地集積エリアについては、恐らくこれまでも皆様方が、転用や新規参入者の過大の農地取得といったケースでご検討いただいているか

もしれませんが、農地集積エリアとしては、例えば農用地区域内の農地もしくは甲種農地まででしょうか、第1種農地までも考えましたが、地域計画における農地集積エリアに影響がないかについては地区委員会のほうで考えていただきながら進めていただければと存じます。

それから、事務局の対応といたしましては、申請を受け付ける際には窓口での聞き取りをしっかりと慎重にさせていただきたいと思います。それから、農業委員さん、推進委員さん方につないでいって、連携を図っていきたいと思っております。今後、国や県、もしくは農業会議所からの情報が入れば、その都度役員会や総会でお伝えしていきたいと思っております。それから、現時点では、申請があった内容を丁寧に扱っていくしかなく、疑義があればその都度、県の農地担い手支援課、もしくは農業会議に意見を伺いながら進めていきたいと考えているところでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

議 長

ありがとうございます。

ただいま、下限面積の撤廃ということで説明がありましたけれども、何せまだはっきりした確定がないままの推移でございますので、分からない点は各分室または本庁のほうにその都度伺いを立てながら、内容を聞いていただきたいというふうに思います。

それでは、以上で全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件について、その事項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

一 同

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局

ありがとうございました。それでは、これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時34分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和5年3月9日

議 長 福原 幸一

署名委員 福嶋 徳行

署名委員 徳永芳也

書 記 古閑 慎吾